

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

|                                                                    |                            |         |           |      |
|--------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------|-----------|------|
| 会社名                                                                | 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ      |         | コード       | 7173 |
| 提出日                                                                | 2026/6/24                  | 異動（予定）日 | 2026/6/24 |      |
| 独立役員届出書の提出理由                                                       | 定時株主総会にて社外取締役の選任議案が決議されたため |         |           |      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） |                            |         |           |      |

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名    | 社外取締役／<br>社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |          | 異動内容 | 本人の<br>同意 |
|----|-------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|------|-----------|
|    |       |                 |      | a           | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当<br>なし |      |           |
| 1  | 高橋 ゆき | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |          |      | 有         |
| 2  | 小林 治彦 | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        |      | 有         |
| 3  | 野村 修也 | 社外取締役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |          |      | 有         |
| 4  | 綾 隆介  | 社外監査役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        | 新任   | 有         |
| 5  | 市場 典子 | 社外監査役           | ○    |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   | ○        | 新任   | 有         |

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4）                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 選任の理由（※5）                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 当社子会社のきらぼし銀行は、社外取締役の高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額1百万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1％未満であることから、株式会社東京証券取引所の定めに準拠した当社の独立性判断基準を満たしており、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。                                                                           | 家事代行サービス事業会社の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し選任しております。<br>なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。                            |
| 2  | 同氏と当社並びに完全子会社である株式会社きらぼし銀行との間には、特別な利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                       | 東京商工会議所で常務理事、総務統括部部长、産業政策第二部部长を歴任。中小企業経営に関する様々なテーマについて事業者へのヒアリングや調査研究に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を、当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し選任しております。<br>なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。 |
| 3  | 当社グループは、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。また、同事務所に対し2025年度に調査費用として年間100万円未満の報酬を支払っております。同事務所への支払いは年額1,000万円未満であり、これはきらぼし銀行及び同事務所双方の売上高のそれぞれ1％未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。 | 大学院の教授としての専門的知識に加え、弁護士としても企業法務に関わっております。さまざまな公職も数多く歴任されている同氏の幅広い見識や豊富な経験を、当社グループの経営全般に活かせるものと判断し、選任しております。<br>なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。                                             |
| 4  | 同氏と当社並びに完全子会社である株式会社きらぼし銀行との間には、特別な利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                       | みずほフィナンシャルグループに在籍しリスク管理分野に長年携わった豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。<br>なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。                                                                        |
| 5  | 同氏と当社並びに完全子会社である株式会社きらぼし銀行との間には、特別な利害関係はありません。                                                                                                                                                                                                                                                       | 公認会計士としての高度な専門知識に加え、複数社の社外監査役を務めております。また、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を当社の監査体制に反映できるものと判断し選任しております。<br>なお、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号aに規定する事由に該当せず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定しております。                                                             |

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。  
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。  
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。  
※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。